

# お く や み コ ー ナ ー の ご 案 内

身近な方が亡くなられた際には、様々な手続が必要となります。「おくやみコーナー」では、ご遺族のみなさまが少しでも不安や負担なく手続ができるよう、あらかじめ手続が必要な部署を調べ、手続先をご案内しています。

※「おくやみコーナー」をご利用にならず、直接各窓口で手続をしていただくこともできます。その場合、ご予約は不要です。

## まずは、お電話でご予約ください。(完全予約制)

**担当窓口:大村市役所 市民課**

**電話番号:0957-53-4111(内線 489)**

**予約申込受付時間:平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分**

予約お申込日の 2 開庁日後（土曜開庁日は除く。）の予約（ご来庁）が可能です。

（例：月曜日に電話予約⇒同週の水曜日以降に来庁日を設定できます。）

※ 来庁の受付可能組数は、1日あたり午前が3組、午後が2組までです。

**ご予約後は、「ご葬儀後の手続案内」P1の「ご葬儀後の手続を行うときにお持ちいただくもの」をご確認ください。**

## 「おくやみコーナー」ご利用時の注意点

- ・ 「おくやみコーナー」は、事前に必要な手続を確認及び案内するものであり、各種手続は、ご自身で各担当部署の窓口において行っていただきます。
- ・ 電話予約をされたご本人が来庁者である場合に限り、「おくやみコーナー」をご利用できます。
- ・ 電話予約時にお聞きした個人情報、手続の有無の確認のため、他部署へ提供を行います。また、必要書類等に関して、各課からお電話することがあります。
- ・ 「おくやみコーナー」では、市役所の手続のうち、事前に手続の有無を確認できるもののご案内（裏面に記載）に限られます。その他の手続は、ご自身でご確認くださいようお願いします。
- ・ 手続が一日で終わらない場合もあります。また、内容によっては、「おくやみコーナー」で行えない手続もあります。

## 「おくやみコーナー」で取扱いをしている手続一覧

担当部署	手続き
市民課	世帯主変更届、印鑑登録証（市民カード）の返還、国民健康保険証の返還・葬祭費の請求、年金手続
税務課	固定資産税に関する「相続人代表者指定・変更届」、原動機付自転車（125 cc以下のバイクなど）の名義変更、市県民税・軽自動車税・国民健康保険税の納付書の送付先変更
福祉総務課	戦傷病者手帳の返還、福祉医療変更届（返還手続き）、福祉医療費受給資格申請（寡婦等）、被爆者健康手帳の返還（死亡届）・葬祭料支給申請手続、手当証書紛失届（手当証書を紛失した場合）、被爆体験者精神医療受給者証・第二種健康診断受診者証の返還（死亡届（被爆体験者精神医療受給者証・第二種健康診断受診者証））、第二種健康診断受診者証の返還（死亡届（第二種健康診断受診者証））
国保けんこう課	後期高齢者医療被保険者証の返還、葬祭費の請求
長寿介護課	「介護保険被保険者証」の返還、「介護保険負担限度額認定証」の返還、「介護保険負担割合証」の返還、保険料過誤納金・介護給付費の口座振込の手続、介護保険関係書類送付先変更の手続、「介護用品支給申請に係る支給券・受領書」の返還、「介護保険訪問理美容サービス利用券」の返還、「社会福祉法人等利用者負担額軽減対象確認証」の返還
障がい福祉課	身体障害者手帳の返還、療育手帳の返還、精神障害者保健福祉手帳の返還、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の資格喪失、特別児童扶養手当の資格喪失（または額改定）、自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）受給者証の返還、障害福祉サービス受給者証・障害児通所受給者証の返還

上記以外の手続については、「ご葬儀後の手続案内」を参考にされながら、各自でご確認ください。